

# 多摩リハビリテーション学院運営細則

第1条 この細則は多摩リハビリテーション学院同窓会会則第20条により定める。

第2条 本会はその目的を達成する為に係りをおき、理事がこれを分担する。係りの分担は会長がこれを指名委嘱する。

- (1) 総会の日、時、場所は本会会報又は別の方法により通知する。
- (2) 会議議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。賛否同数の場合は会長がこれを決定する。
- (3) 緊急その他やむを得ない事情で会議を開催できない場合には、会長は議案を該当会長又は委員もしくは役員に掲示し、書面又はその他の方法で意見を徴し、議決にかえることができる。

第3条 特別会員の入会金納入は正会員に準ずる。

第4条 本運営細則は、平成12年4月1日より効力を有する。

本運営細則は、平成25年5月14日より効力を有する。

# 多摩リハビリテーション学院役員会細則

第1条 多摩リハビリテーション学院同窓会会則第7条により役員会に関する細則を定める。

第2条 役員会は構成員の3分に2以上が出席（所定の委任状を含む。）した場合、成立する。

第3条 審議する議案は出席役員（所定の委任状を含む。）の過半数の支持を得ることにより議を決するものとする。

第4条 会議は原則として会長が議事を進行する。会長承認についての審議は副会長が議事を進行するものとする。

第5条 本役員会細則は、平成19年1月1日より効力を有する。

本役員会細則は、平成25年5月14日より効力を有する